

1. 住宅等型式認定の認定等料金は、以下のとおりとする。なお、以下に定めるもののほか、財団の理事長が認める場合は、減額又は増額することができるものとする。

1) 住宅の認定について

住宅型式性能認定のうち、住宅の認定にかかる認定料金は下表の額に消費税等を加えた額とする。

なお、既に受けている型式と内容が大きく異なる新たな型式の認定を受けようとする場合、下表の額の半額に消費税を加えた額とする。

性能表示項目			1 型式申請の場合	2 型式同時申請の場合	3 型式同時申請の場合	4 型式以上同時申請の場合
1. 構造の安定に関する事			444,000 円	608,000 円	730,000 円	730,000 円+ 102,000×(n [*] -3)円
2. 火災時の安全性に関する事			282,000 円	380,000 円	454,000 円	454,000 円+ 61,000×(n [*] -3)円
3. 劣化の軽減に関する事			444,000 円	608,000 円	730,000 円	730,000 円+ 102,000×(n [*] -3)円
4. 維持管理・更新への配慮に関する事			444,000 円	608,000 円	730,000 円	730,000 円+ 102,000×(n [*] -3)円
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する事	断熱等性能等級	計算による場合	444,000 円	608,000 円	730,000 円	730,000 円+ 102,000×(n [*] -3)円
		仕様による場合	202,000 円	300,000 円	374,000 円	374,000 円+ 61,000×(n [*] -3)円
	一次エネルギー消費量等級	計算による場合	776,000 円	1,268,000 円	1,638,000 円	1,638,000 円+ 308,000×(n [*] -3)円
		仕様による場合	776,000 円	1,268,000 円	1,638,000 円	1,638,000 円+ 308,000×(n [*] -3)円
6. 空気環境に関する事			444,000 円	608,000 円	730,000 円	730,000 円+ 102,000×(n [*] -3)円
7. 光・視環境に関する事			282,000 円	380,000 円	454,000 円	454,000 円+ 61,000×(n [*] -3)円
8. 音環境に関する事			444,000 円	608,000 円	730,000 円	730,000 円+ 102,000×(n [*] -3)円
9. 高齢者等への配慮に関する事			282,000 円	380,000 円	454,000 円	454,000 円+ 61,000×(n [*] -3)円
10. 防犯に関する事			282,000 円	380,000 円	454,000 円	454,000 円+ 61,000×(n [*] -3)円

※ 同一性能表示項目で同時申請を行う型式数

2) 住宅の部分の認定について

住宅型式性能認定のうち、住宅の部分の認定にかかる認定料金は下表の額に消費税等を加えた額とする。

性能表示項目			1 型式申請の場合	2 型式同時申請の場合	3 型式同時申請の場合	4 型式以上同時申請の場合
1. 構造の安定に関する事			404,000 円	534,000 円	632,000 円	632,000 円+ 82,000×(n [*] -3)円
2. 火災時の安全性に関する事			246,000 円	314,000 円	364,000 円	364,000 円+ 43,000×(n [*] -3)円
3. 劣化の軽減に関する事			404,000 円	534,000 円	632,000 円	632,000 円+ 82,000×(n [*] -3)円
4. 維持管理・更新への配慮に関する事			404,000 円	534,000 円	632,000 円	632,000 円+ 82,000×(n [*] -3)円
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する事	断熱等性能等級		64,000 円	82,000 円	96,000 円	96,000 円+ 12,000×(n [*] -3)円
	一次エネルギー消費量等級		64,000 円	82,000 円	96,000 円	96,000 円+ 12,000×(n [*] -3)円
	断熱等性能等級・一次エネルギー消費量 同時申請の場合		74,000 円	100,000 円	120,000 円	120,000 円+ 17,000×(n [*] -3)円
6. 空気環境に関する事			404,000 円	534,000 円	632,000 円	632,000 円+ 82,000×(n [*] -3)円
7. 光・視環境に関する事			246,000 円	314,000 円	364,000 円	364,000 円+ 43,000×(n [*] -3)円
8. 音環境に関する事			404,000 円	534,000 円	632,000 円	632,000 円+ 82,000×(n [*] -3)円
9. 高齢者等への配慮に関する事			246,000 円	314,000 円	364,000 円	364,000 円+ 43,000×(n [*] -3)円
10. 防犯に関する事			246,000 円	314,000 円	364,000 円	364,000 円+ 43,000×(n [*] -3)円

※ 同一性能表示項目で同時申請を行う型式数

2. 型式住宅部分等製造者の認証又はその更新の料金

型式住宅部分等製造者の認証又はその更新の料金は、申請に係る工場等1件につき、480,000円に消費税等を加えた額とする。

なお、次に掲げる場合の認定等料金は、上記にかかわらず、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に消費税等を加えた額とする。

- 1) 既に型式住宅部分等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合、申請1件につき25,000円とする
- 2) 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請1件につき25,000円とする
- 4) 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、以下の算定式より求められる金額とする。ただし、以下の算定式中の m は、申請件数とする
算定式：25,000円× $(m-1)$ +480,000円
- 5) 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合、以下の算定式より求められる金額とする。ただし、以下の算定式中の m は、申請件数とする
算定式：25,000円× $(m-1)$ +480,000円
- 6) 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする 二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、以下の算定式より求められる金額とする。ただし、以下の算定式中の m は、申請件数とする
算定式：390,000円× $(m-1)$ +480,000円